

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和5年8月25日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子
委員 山本 欽久
委員 南川 則之

副委員長 山本 哲也
委員 瀬崎 伸一
委員 尾崎 幹

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係書記 岡村 なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山 智博

(午前10時00分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和5年8月30日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○濱口総務課長 おはようございます。総務課長、濱口です。よろしくお願いします。

それでは、令和5年8月30日会議に提出いたします議案について説明のほうをさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをご覧ください。

今回提出いたします議案は、議案第15号から議案第17号が補正予算議案で3件、議案第18号から議案第20号までが条例改正議案で3件、議案第21号の水道事業会計に関するその他の議案が1件の合計7件と、認定の議案が2件、報告の議案が5件の合計で14件の提出をいたします。

また、追加議案といたしまして、9月8日会議の質疑の日になりますが、補正予算議案1件を、また最終日の9月25日の会議には教育委員会委員の任命及び公平委員会委員の選任についての議案の2件を予定しております。

それでは、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）の概要のほうをご覧ください。

まず、補正予算（第4号）につきましては、基金積立金で2億8,314万7,000円、移住・定住促進事業で300万円、保育所運営給与等管理費で360万5,000円、予防接種事業で4,059万1,000円、水道企業会計補助金で2,750万円、林業管理経費で596万9,000円、教育支援事業で1,333万4,000円を計上し、補正後の一般会計予算額は131億5,000万円となります。

特別会計におきましては、介護保険事業特別会計で50万円を計上しまして、補正後の特別会計予算額は72億4,740万円となります。

また、企業会計におきましては、水道事業で55万円を計上し、補正後の企業会計予算額は16億9,675万円となります。

それでは、主な内容について説明のほうをさせていただきます。

4ページ、5ページのほうをお願いします。

4ページ、5ページにつきましては、積立金（基金）となっております。前年度決算剰余金など各基金への積立金を補正したものでございます。

次に、6ページをお願いします。

新規事業といたしまして、坂手地区への集落支援員事業で107万3,000円を計上しております。現状におけます坂手町の高齢化に加え、高齢化を鑑みまして地元町内会と連携した積極的な見守り支援などを行うための費用を補正するものでございます。

同ページ下段です。

拡充事業といたしまして、鳥羽への移住・定住応援事業で300万円を計上しております。若年層の結婚に伴う新生活の経済的負担を軽減するため新生活に係る居住費などの一部を補助する費用を補正いたします。対

象世帯交付上限額等につきましては、記載のとおりでございます。

次、7ページ上段をお願いします。

低所得世帯等支援給付金給付事業で1,050万円を計上しております。対象となる令和5年度住民税均等割非課税世帯の抽出結果に伴いまして、不足分の費用について補正を行うものでございます。

同ページ下段では、とばっ子カード事業で120万円を計上しております。

とばっ子カードをこれまでの紙ベースからLINEのパートナーシステムを使用することによる電子化に係る費用を補正するものでございます。

8ページのほうをお願いします。

保育所運営事業で360万5,000円を計上しております。

これまでは、使用済みの紙おむつを保護者に持ち帰ってもらっておりましたが、保護者・保育所の負担軽減のため保育所で処理するための費用を補正するものでございます。

同ページ下段です。

新型コロナウイルスワクチン接種事業で4,059万1,000円を計上しております。

新型コロナウイルスワクチン接種を秋以降も引き続き行うための費用を補正いたします。また、医療機関への協力金や健康被害が生じた方に支給する健康被害救済に係る給付金についても補正するものでございます。

9ページをお願いします。

水道企業会計補助金では、2,750万円を計上しております。物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援策として、2か月間水道基本料金の減免を行うための費用について補正をするものでございます。

同ページ下段です。

みえ森と緑の県民税事業で596万9,000円を計上しております。台風などの倒木被害に対応するため、県補助金を活用し電力会社と連携した事前伐採を行うための費用を補正するとともに、町内会・自治会から当初を上回る要望に対しまして2次募集を実施するための費用を補正するものでございます。

10ページの下段のほうをお願いします。

拡充としまして、観光振興推進事業で160万円を計上しております。この事業につきましては、伊勢志摩観光コンベンション機構が実施します公共交通を活用した伊勢志摩周遊デジタル化推進事業に対する負担金を支出するものでございます。

次に、11ページの下段のほうをお願いします。

拡充としまして教育支援事業で1,333万4,000円を計上しております。子供たちの成長の節目となるそれぞれの入学時など保護者の経済的負担を軽減し、子供たちの健やかな成長を支援する新入生応援金を支給するための費用を補正するものでございます。

次に、12ページをお願いします。

債務負担行為といたしまして、へき地診療所運営事業で9,989万5,000円を計上しております。令和5年度から令和8年度までの長岡診療所の指定管理業務に要する費用について、債務負担を設定するものでございます。

次に、13ページをお願いします。

介護保険事業特別会計の補正では保険料の還付及び償還等の事業で50万円を計上しております。第1号被保険者の過年度の保険料過誤納付に係る償還金につきまして、不足が見込まれることから補正を行うものでございます。

以上が、一般会計補正予算の概要となります。

次に、議案一覧表のほうの2ページのほうをご覧ください。2ページ目をお開きください。

議案第16号でございます。令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、先ほど補正予算の概要で説明させていただきましたとおりでございます。

次に、議案第17号、令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、別の水道事業会計補正予算の概要にもありますが、減免実施に伴うシステム改修に係る経費として55万円を増額する議案となっております。

次に、議案第18号、鳥羽市印鑑条例の一部改正についてでございます。市民課の担当でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号カード所持者について、電子証明のスマートフォンへの登載が可能となったことから、所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、利用者証明用電子証明書を個人番号カード用利用者証明用電子証明書に改正するとともに、スマートフォンの規定を加えております。

なお、コンビニ交付サービスでの利用開始時期が確定していないことから、施行期日は1年を超えない範囲内におきまして規則で定める日としております。

次に、議案第19号、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。この生涯学習課の担当でございます。博物館法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、博物館法の一部改正に伴い条項ずれが生じたことから、引用条項を整理するものでございます。

次に、議案第20号、鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。生涯学習課の所管でございます。鳥羽中央公園に芝生広場を整備することなどに伴いまして、鳥羽市民体育館及び鳥羽中央公園多目的グラウンドの利用料金について、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

内容といたしましては、鳥羽市民体育館サブアリーナの1時間当たりの利用料金で、料金表の中のまず全体という区分を削ります。次に、舞台という項目を屋内ステージへ改正をいたします。そして、新たに屋外ステージ（壁面スクリーン及び付帯照明設備を含む）という項を追加するものでございます。

そして、もう一つでございます。鳥羽中央公園多目的グラウンドの利用料金で、グラウンド面積が半面相当、約半分ほどに変わりますことから、その面積変更に伴いまして全面使用のみとしまして利用料金につきましては、半面相当の額とするものでございます。

なお、施行の期日は、令和6年4月1日となっております。

次のページをお願いします。

市民体育館の1時間あたりの冷暖房料金についてでございますが、サブアリーナの項目につきまして、これも全体という区分を削っております。また、舞台を屋内ステージに改める内容となっております。

次に、議案第21号、令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。水道課でございます。令和4年度に生じた利益の処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金3億706万1,695円のうち5,604万7,147円を減債積立金に、5,000万円を建設改良積立金に積み立てまして、残りの2億101万4,548円を自己資本金に組み入れるものでございます。

次に、次のページ上段をご覧ください。

認定第1号でございます。令和4年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。令和4年度におけます本市の一般会計及び特別会計の決算につきまして監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて議会の承認を求めるものでございます。

表の中をご覧ください。1番表の下の下段になりますが、合計欄でございます。

歳入額は、206億8,370万9,000円。歳出は、199億4,676万7,000円。翌年度繰越財源は765万5,000円、実質収支は7億2,928万7,000円となっております。

次に、認定第2号、令和4年度鳥羽市水道事業会計決算認定についてでございます。

令和4年度水道事業決算の収益的収支は、収入決算額11億8,168万8,000円、支出決算額10億4,785万円となり、消費税を除いた収支差引で1億604万7,000円の純利益となっております。

資本的収支につきましては、収入決算額が2億3,706万9,000円、支出決算額が5億3,924万円となり収支差引額3億217万1,000円の不足となっております。

また、補填財源といたしまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額は2,770万6,000円、過年度分損益勘定留保資金は、7,345万円でございます。

なお、これらの内容につきましては、鳥羽市水道事業会計決算書のほうの12ページ、13ページのほうに経営の状況に掲載をしておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

次のページでございます。報告になります。

報告第4号、令和4年度鳥羽市健全化判断比率の報告についてでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のためございません。実質公債費比率は7.9%でございます。将来負担比率は10.4%でございます。

次に、報告第5号、令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告。

次に、報告第6号、令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告、報告第7号、令和4年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告、以上の3件の報告案件につきましては、資金不足額が生じないためございません。

次に、報告第8号、一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告につきまして、地方自治法の規定に基づきまして定められた法人について経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するものでございます。各予算書、決算書を配付しておりますのでご確認のほうをよろしく申し上げます。

以上で、提出議案についての説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、私から9月会議の日程についてご説明いたします。

8月30日の会議に上程されます議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり、補正予算議案3件、条例改正議案3件、その他議案1件、認定2件、報告案件5件の14件及び請願2件の提出がされております。

次に、その議案の取扱い並びに会議日程についてであります。お手元の会議日程案をご覧ください。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、8月30日に会議を再開いたします。議事に先立ちまして諸報告の後、会議録署名議員の指名。

次に、議案第15号から議案第21号の7件を一括議題とし、提案者の趣旨説明。

続きまして、認定第1号及び第2号を一括上程し、提案者の趣旨説明を行っていただきます。

次に、報告第4号から第8号の5件について一括上程し、提案者の報告をいただきます。

続きまして、請願第1号、第2号を一括上程し、紹介議員から説明を行っていただきます。

一般質問につきましては、別紙の一般質問通告一覧をご覧ください。通告者は5人となっておりますので、9月5日の1日間でやりたいと思います。

続きまして、9月8日につきましては、会議録署名議員の指名の後、付託議案を一括上程し、議案に対する質疑の後、各常任委員会に付託を行います。各常任委員会の日程につきましては、9月11日に行政常任委員会を開催し、請願2件を含む4議案について審査いただきます。予算決算常任委員会につきましては、決算審査として9月12日から15日の4日間を午前9時から始めさせていただき、補正予算議案の審査を9月19日10時からやりたいと考えております。

9月25日の会議におきましては、各常任委員会における委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論を行った後、表決を行い散会としたいと思います。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですのでお諮りいたします。

会議日程及び議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについてはそのように決定いたします。

続きまして、追加議案の上程について事務局長より説明をいたさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 追加議案につきましては、先ほど総務課長の説明のあったとおり、9月8日（金）に議案第22号、令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第5号）を上程し、提案者の説明をいただく予定としております。6月2、3日の災害に関する追加の補正予算と聞き及んでおります。

次に、9月25日（月）に人事案件2件を上程し、提案者の趣旨説明を行っていただきたいと考えております。人事案件でありますので9月8日の議会終了後に全員協議会を開催し、執行部からご説明をいただく予定でおります。案件につきましては、総務課長のご説明のあったとおり教育委員会委員の任命1名、公平委員会委員の選任1名となっております。

また、最終日なのですが、発議としまして、みんなの鳥羽の日条例の制定に関する発議及び請願第1号及び第2号が上程されておりますので、表決の結果にもよりますが意見書として2件を行いたいと考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 それでは、ご質問はないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、追加議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

これをもちまして議会運営委員会を散会します。

（午前10時23分 散会）

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年8月25日

議会運営委員長 坂 倉 広 子